

次のとおり公募に付する。

令和8年2月12日

岩手県林業技術センター所長 田村 聰

1 公募に付する事項

令和8年度いわて林業アカデミー研修指導業務委託 一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 参加意思確認書の提出の日から契約結果の公表の日までの期間に、岩手県から、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) (3)に規定する期間に、岩手県から、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 林業における生産技術及び生産システムに関する専門技術、林業経営及び森林管理に関する森林総合監理士及び林業技士等の資格を有する職員を常時雇用し、国又は地方公共団体等の発注する本業務の内容と同種の研修指導業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 岩手県内に営業拠点（本店、支店又は営業所等）を有する者であること。

3 応募要件の詳細及び業務の仕様書を交付する日時及び場所

(1) 交付日時

令和8年2月24日（火）9時から15時まで

なお、この仕様書等の交付を受けない者は、参加意思確認書を提出することは出来ません。

(2) 交付場所

岩手県紫波郡矢巾町大字煙山3-560-11

岩手県林業技術センター研修部

4 参加意思確認書の提出期限

(1) 提出期限

令和8年3月2日（月）12時必着

(2) 提出場所

〒028-3623 岩手県紫波郡矢巾町大字煙山3-560-11

岩手県林業技術センター研修部

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 参加意思確認書

別紙様式のとおり

5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

6 参加意思確認書の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

7 その他

(1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きである。

(2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札へ移行する。

なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札の参加者となることができる。

(3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることがある。

ア 応募者に要件を満たす者がいないとき

イ 応募者がいないとき